

令和5年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和5年3月1日

(10日間)

至 令和5年3月10日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 施政方針演説

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 6 承認第 1号

日程第 7 承認第 2号

日程第 8 諮問第 1号

日程第 9 議案第 1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 10 議案第 2号

日程第 11 議案第 3号

日程第 12 議案第 4号

日程第 13 議案第 5号

日程第 14 議案第 6号

日程第 15 議案第 7号

日程第 16 議案第 8号

日程第 17 議案第 9号

日程第 18 議案第 10号

日程第 19 議案第 11号

日程第 2 0 議案第 1 2 号
日程第 2 1 議案第 1 3 号
日程第 2 2 議案第 1 4 号
日程第 2 3 議案第 1 5 号
日程第 2 4 議案第 1 6 号
日程第 2 5 議案第 1 7 号
日程第 2 6 議案第 1 8 号
日程第 2 7 議案第 1 9 号
日程第 2 8 議案第 2 0 号
日程第 2 9 議案第 2 1 号
日程第 3 0 議案第 2 2 号
日程第 3 1 議案第 2 3 号
日程第 3 2 議案第 2 4 号
日程第 3 3 議案第 2 5 号
日程第 3 4 議案第 2 6 号
日程第 3 5 議案第 2 7 号
日程第 3 6 議案第 2 8 号
日程第 3 7 議案第 2 9 号
日程第 3 8 議案第 3 0 号
日程第 3 9 議案第 3 1 号
日程第 4 0 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 小 出 敏 裕 君	2 番 竹 野 入 恒 夫 君
3 番 百 瀬 昇 一 君	5 番 小 林 幸 司 君
6 番 福 澤 倫 治 君	7 番 春 日 仁 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 三 澤 一 男 君
1 0 番 上 條 倫 司 君	1 1 番 大 池 俊 子 君
1 2 番 新 居 禎 三 君	1 3 番 百 瀬 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	赤羽孝之 君
教 育 長	根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者	篠原雅彦 君
企 画 振 興 課 長	藤沢洋史 君	税 務 課 長	篠町通憲 君
住 民 課 長	中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長	古畑佐登志 君
子 育 て 支 援 課 長	堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長	村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長	宮澤寛徳 君	教 育 次 長	小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長	児玉佳子 君		

事務局職員出席者

事務局長	上條憲治 君	書 記	上條美季 君
------	--------	-----	--------

◎開会宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。これより、令和5年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、今定例会においても、マスクの着用、換気など、感染防止のためご理解とご協力を改めてお願いします。

報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、小林幸司議員、6番、福澤倫治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（百瀬 章君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月22日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を、本日から3月10日までの10日間にすべきものと決定いたしましたが、これにご異議ございません

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月10日までの10日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(百瀬 章君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 本日、令和5年第1回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年の正月は、3年ぶりに行動制限もなく、穏やかな年明けでありました。人々の動きもコロナ禍前の水準に回復しつつありますが、いまだ続くコロナ感染症の影響や不安定な国際秩序、深刻な気候変動など令和5年度も課題の多い年になりそうであります。

コロナ禍の何かと暗い世相ではありますが、日差しは日ごとに輝きを増しております。感染症も終息し、穏やかな明るい春の訪れを期待するところであります。

数年来の懸案事項であります地域コミュニティの課題につきましては、村民の皆さんから多くの問題が提起されております。区長の会などでもその都度協議をしておりますが、有効な解決策が見いだせない状況であります。

過日、下竹田のある連絡班から区を脱退したい旨の意向が出されております。区や連絡班の問題につきましては重要課題と捉え、引き続き真剣に取り組んでまいります。

村政運営上の基本事項であります村民の皆さんとの懇談会につきましては、本年度は山形保育園とやまのこ保育園で、子育ての現状や課題、図書館の充実・連絡班の必要性などについて保護者の皆さんと直接意見交換を行いました。今後の村政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

12月定例会以降の工事の発注状況につきましては、お手元に配付させていただきました資料を御覧いただきたいと思います。

本日、第1回定例会に提出申し上げます議案は、専決処分の承認の案件2件、一部

事務組合の規約の変更1件、人事案件が1件、条例の制定及び改正17件、補正予算が6件、新年度予算7件の計34件でございます。それぞれご審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（百瀬 章君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎施政方針演説

○議長（百瀬 章君） 日程第5、施政方針演説を行います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新年度の施政方針について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスが世界的に感染拡大をしたこの3年、国と地方も最重要課題として国民の生命と暮らしを守るため、予防ワクチンの接種などの感染予防対策を講じながら、経済活動や生活支援など多くの施策に取り組んでまいりました。

1月下旬より感染者数が減少に転じ、治療薬の開発など国内においても終息に向けての兆しが見えてまいりました。コロナ禍でのこの3年は、村民の皆さんの日常生活や地域社会の在りようにも大きな変化を及ぼしております。アフターコロナについては、村民の皆さんの意識の変化にも十分注視しながら今後の対策に努めてまいりたいと思います。

昨年2月に始まりましたロシア軍のウクライナへの侵攻は、エネルギー価格や物価の高騰を引き起こし、世界情勢は不安定さを増しております。ウクライナでは多くの尊い国民の命が失われており、国際法に反したロシア軍の攻撃やウクライナへの主権侵害は決して許されるものではありません。一日も早くウクライナの国民に安息の日が訪れ、世界に恒久的な平和が訪れることを心から願うばかりであります。

我が国は、明治維新から77年で大戦の終戦を迎え、77年が経過した昨年、ロシアのウクライナ侵攻があり、日本を取り巻く近隣諸国との安全保障上の防衛力の強化

が必要だとする世論が趨勢を占めております。

山形村は、明治7年10月に大池村・小坂村・竹田村の3村が合併により誕生し、本年で149年、来年は開村150年の大きな節目の年を迎えます。

昨年の12月議会で可決されました総合計画の標語は「豊かな自然に抱かれて チャレンジやまがた」であります。これからの10年が、山形村にとって運命の10年となることを見据え、住みよい村づくりにチャレンジしてまいります。

2つの重要戦略について申し上げます。

1つは人口減対策であります。

急速に進展する少子化により、昨年の出生数は初めて80万人を割り込み、我が国の最重要政策は、子ども子育て政策であると位置づけられております。

当村においても出生者数・転入者数共に低下の傾向であり、この数年は年間約50人の人口が減少しております。令和5年度も人口減対策を最重要施策として取り組んでまいります。

具体策を申し上げます。

子育て支援の施策として、放課後の子どもたちの居場所づくりのため、B&G財団の支援を受け、多様な子育て支援事業を進めてまいります。

通学路の歩道整備。村道1級4号線株式会社オーイケ前の歩道設置に着手をいたします。

高校生の通学に要望の多い広丘駅への朝の直通便の運行を始めます。

空き家対策に係る地域おこし協力隊の募集など空き家・空き地の有効活用に向けた対策に取り組めます。

土地利用計画を見直し、人口減対策の面からも企業誘致に取り組めます。

2つ目は行政改革であります。

激動化する国際情勢に加え、デジタル技術を活用した社会機構の変化など、多様化する村民ニーズへの対応とともに、行政事務の効率化・迅速化を図るため、国や県また近隣市村とも連携を強化しながら行財政改革を推進してまいります。

具体策では、総合計画の推進にあたっては、PDCAのサイクルを回しながら行政の効率化を図ってまいります。

NPO法人スコープの助言を得ながら事務事業の見直しや組織機構改革に取り組んでまいります。

組織立った人材育成を目指します。自主的な研修・職務に応じた実効性のある研修、

また職員自ら企画にも関わるなどの研修の在り方についても創意工夫に努めます。

村税や上下水道等の公共料金のコンビニ収納などの行政事務のデジタル化に取り組みます。

3番目としまして、次に主な施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、関係機関と調整しながら、感染予防対策を講じながら地域社会の発展に努めます。

地域コミュニティの課題を整理し、住みよい地域の在り方を研究し、時代にあった住みよい地域社会を創造します。

本年度作成の複合施設基本構想に沿って村民のコンセンサスを得ながら施設の詳細についての検討を進めます。

土地改良事業の畑かん施設の更新などの農業の振興に努めます。風食防止対策・農業後継者の育成等であります。

開村150年の節目を新しい村づくりのスタートの年にするため、準備委員会や関係機関と調整しながら最も有効な施策を模索します。

結びに、本年1月の国会での施政方針演説において、首相は多様性が尊重される社会の中で意欲のあるすべての国民が、置かれている環境にかかわらず、十分に力を発揮できる社会、包摂的な経済社会をつくるため、特に女性・若者・地方の力を引き出すための政策を行うとしております。

県政においては、令和5年度からの行動計画「しあわせ信州創造プラン」では、女性・若者に選ばれる長野県づくりを重要課題と位置づけ、女性・若者の移住・交流や保育・教育環境の充実が示されております。

山形村の行政運営の基本は、村や区などの組織と個の利害が一致していることを前提として村づくりを進めてまいりました。今、当村でも村政の多くの情報がスマホで見ることができる便利な時代であります。地域と関わることを煩わしいと感じる村民の方が多くなっております。

個人個人の多様な生き方や働き方が許容される時代であります。多様化する価値観の違いを力に変える知恵が村政運営や地域社会の維持に必要な時代であります。

女性・若者・地域をキーワードに、住んでよかったと思える、住みがいのある村づくりを協働で進めてまいります。ご指導・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎承認第1号・承認第2号・諮問第1号

○議長（百瀬 章君） 日程第6、承認第1号、及び日程第7、承認第2号を一括議題とし、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 承認第1号と承認第2号の提案説明を申し上げます。

承認第1号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」説明を申し上げます。

令和4年度山形村一般会計補正予算第8号については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月30日に専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。

この一般会計補正予算第8号であります。妊娠、出産した女性に計10万円を支給する「出産・子育て応援給付金事業」に関する費用が主な内容であります。

「出産・子育て応援給付金事業」として、616万8,000円を計上したほか、不足が見込まれる補助金や緊急を要する修繕費などに所要額を計上しております。

次に、承認第2号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第4号については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月30日に専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。

この介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出にそれぞれ95万1,000円を追加し、総額を7億6,454万6,000円とするものであります。

主な内容としましては、歳入では保険料と諸収入を増額し、歳出においては介護予防事業の委託料を増額するものであります。

ご審議の上、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

承認第1号及び承認第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開

催して細部について説明を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号及び承認第2号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります河西廣志委員が、本年6月30日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、新たに中大池区野際連絡班の上條寛司氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦することになっているため、議会の意見をお聞かせ願うものがあります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、諮問第1号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。

よって、諮問第1号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。休憩。

(午前 9時21分)

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時28分）

○議長（百瀬 章君） それでは、先ほど議題としました日程第6、承認第1号、及び日程第7、承認第2号の2議案についてお諮りします。

承認第1号及び承認第2号については、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないようですので、討論を行います。

初めに、承認第1号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 討論もないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7、承認第2号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」の討論、採決を行います。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないようですので、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号

○議長(百瀬 章君) 日程第9、議案第1号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第1号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

山形村が委員会を共同設置している長野県町村公平委員会から、佐久平環境衛生組合が本年3月31日に解散するに伴い脱退するとともに、4月1日付で南佐久環境衛生組合が佐久環境衛生組合に名称変更するため、同委員会の規約の変更が必要であり

ます。

この場合、地方自治法の規定により、地方公共団体の何らかの理由で脱退等により団体数の減少等に伴う規約を改正する場合は、地方公共団体の議会議決が必要とされておりますので、議案として提案するものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明がないようですので、議案第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第1号は、山形村議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（百瀬 章君） 起立全員であります。よって、議案第1号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第2号

○議長（百瀬 章君） 日程第10、議案第2号「山形村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第2号「山形村職員定数条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

監査委員の事務局の職員数を現在兼任として1名としておりますが、兼任する職員数を2人とするものであります。

また、現在教育委員会の事務局の職員数が28人、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員数2名と定めておりますが、これをすべて教育委員会の事務局の職員として合算した30人とするものであります。

ご審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(百瀬 章君) 詳細説明はないので、議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

大池俊子議員。

○11番(大池俊子君) 監査委員の事務局の職員2名というのは、どういう理由からというのを具体的にもし答えられましたら、お願いします。

○議長(百瀬 章君) 篠原総務課長。

○総務課長(篠原雅彦君) こちらの人数につきましては、実態と合わせたというところなのです。人を1人増やすとかそういうことではなくて、今、議会事務局も監査も選挙も兼務なのですけれども、その部分で条例上では1人兼務というような形になっているのですけれども、実態は2人で兼務という状況なものですから、今回改正をさせていただいている。実態に合わせているというようなことでお願いしたいと思います。

○議長(百瀬 章君) 大池俊子議員。

○11番(大池俊子君) 今までも実際は2人でやっていたということで、分かりました。

あと、教育委員会の事務局職員を2人増やしたというのも、今とあまり変わらないかもしれないけれども、具体的に2人増やした理由というのは。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） こちらについては、28と2をプラスして今回30という
ような改正をお願いするというので、この2人というのが小学校の給食の職員とい
うことで、これまでは事務職とそういった現場の職員と別々というような形でこうい
った形で条例に謳い込んでいたのですけれども、今回その部分も合わせた中での3
0名ということで改正をお願いしたいという内容であります。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 給食の職員。今給食関係でやっている職員、教育機関の職員
2人というのを給食職員も2人合わせて職員の中の30人としたと。具体的に分から
ないのですけれども。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 28人というのが事務を実際にやっている職員。2人とい
うのが小学校の給食の調理の方。今現在村の正職の方はいらっしゃらないのですけれ
ども、これまでこういう謳い込みになっていて、そちらの方を合計して教育委員会の
事務局の職員として30人にするという内容なのです。よろしいでしょうか。

○議長（百瀬 章君） よろしいですか。

○11番（大池俊子君） はい。

○議長（百瀬 章君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第3号・議案第4号

○議長（百瀬 章君） 次に、日程第11、議案第3号、及び日程第12、議案第4号
について、一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第3号と議案第4号について、説明を申し上げます。

まず、議案第3号「山形村議会の個人情報の保護に関する条例について」の提案説
明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護制度が見直しされました。改正された個人情報保護法が施行されることに伴い、実施機関から議会が除かれております。そのため、新たに議会の個人情報の保護に関して必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第4号「山形村公文書公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

議会から個人情報保護に関して諮問があった際に、審議できるよう所掌事務を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明はないようですので、議案第3号及び議案第4号について、一括して質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 個人情報は地方自治体ばかりではなくて、いろいろな企業でそういうことになっているのですけれども、この内容の中で1つだけ伺いたいことがあるのでよろしいですか。

こういう情報というのはどんどんどんどん増えてくる。そうするとそれが蓄積されてくるということは当然のことだとは思いますが、必要がなくなったものに関してどのように考えているのか。この中にその文言がないのですよね。情報がありました。こういうふうにします。開示をしますというのはたくさんあるのですけれども、その情報が実際に用いられなくなった。そういうものに関してはどのようにするのか。

それはいろいろなものをネットで見たのですが、すべてこれと同じ内容になっているのです。そこら辺が私はすごく不思議なのですけれども、村としてはどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） そのご指摘の部分についてはまだこれから運用していく中でということではあると思うのです。一応、こちらの条例の内容につきましては、全国の町村議会議長会が示した条文ということで、それに倣って今回作成をしている

というところであります。

昨年の12月議会でも個人情報の関係の条例ですかね。議決をいただいた中で、今回それに従っていくと議会の部分がどうしても外れていってしまうということで、今回こういった形で4月1日から施行できるような形で新たに設けるもので、後段の審査会のほうについても議会をというところを加えないと運用できていかない話なものですから、今回、昨年の12月議会に引き続いて、個人情報の条例をお願いするところでもありますので、小出議員が今ご指摘の部分についてはこれから、検討と言ったらおかしいのですけれども、考えていければと思います。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ぜひともそういうところを見ていただきたい。これは全国一緒なのですよ、全部。文言が1つも変わっていない。山形村議会となっているだけで、ほかのものは一切変わっていないので、そこら辺も含めて検討いただきたいということでもあります。

それともう1つ、これは議会だけが外れるということでこういう条文になったと思うのですけれども、村の個人情報の条例についてはまた別個ということで、その内容を見直すという考えはあるのですか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 村の関係については先ほど申し上げたとおり、12月にお願したもので対応できるのかなというところでもあります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） すみません。私、ちょっとうっかりしていて、ダブってしまって申し訳ないです。

ぜひとももう一回見ていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第5号

○議長（百瀬 章君） 日程第13、議案第5号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第5号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

職員の勤務形態を柔軟で多様な選択肢が用意できるよう、休憩時間について調整するもので、休憩時間を一斉に与えるのではなく、勤務する時間帯、勤務形態において取得する時間帯を変更することができるようにするものです。

現在、試行的ではありますが、早出遅出出勤制度を取り入れております。コロナ禍によるリスク分散、生活環境に合わせた働き方への対応として行っているところであります。

今後、育児参加、家族の介護時間を取得する職員に対して柔軟な勤務時間の選択肢を拡大する、またフレックスタイム制の導入等、多様な生活環境に合わせた働き方ができるよう条例を整えるために改正を行うものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(百瀬 章君) 詳細説明はないので、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第6号

○議長(百瀬 章君) 日程第14、議案第6号「山形村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第6号「山形村地域福祉基金条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

今回の地域福祉基金の一部改正は、地域福祉基金の運用益について変更するものであります。現在の山形村地域福祉基金条例は、その運用益は所要の事業へ充てることとしておりますが、地域福祉基金以外のその他の基金においては、運用益はその基金へ編入することとしているため、他の基金条例と整合性を図るため、運用益を基金に編入するものへ改正するものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明がないようですので、議案第6号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第7号

○議長（百瀬 章君） 日程第15、議案第7号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第7号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の改正により本年4月から出産育児一時金の支給額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることに伴い、村の国保条例につきましても所要の改正を行うものであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明がないようですので、議案第7号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第8号～議案第10号

○議長（百瀬 章君） 日程第16、議案第8号、日程第17、議案第9号及び日程第18、議案第10号について一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第8号から議案第10号までは関連がありますのでまとめてご説明いたします。

議案第8号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」、この3つの条例に基づいて実施しております村の福祉医療制度におきましては、ゼロ歳から15歳までの子どもに適用している現物給付方式を18歳まで拡大するものであります。これにより該当する子どもが医療機関を受診した際の窓口負担は、診療報酬明細に係る500円を除いて、原則無料になるというものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明がないので、議案第8号、議案第9号及び議案第10号について、一括して質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第11号～議案第14号

○議長（百瀬 章君） 日程第19、議案第11号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」から日程第22、議案第14号「山形村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第11号から14号まではまとめて説明申し上げます。

議案第11号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、子ども・子育て支援法の一部改正により生じた、当該箇所を引用している3件の条例についても、条ずれを修正するための所要の整備をするために改正を行うものでございます。

次に、議案第12号「山形村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

安全確保に関する取組を計画的に行うために、送迎バスの安全装置の設置等を含めた安全計画の策定や感染症及び食中毒の蔓延防止に関する対応に関し、厚生労働省令が改正されたことに伴う所要の改正、民放等の一部を改正する法律の施行に伴う、懲戒権に関する規定の見直しが行われたことによる所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、議案第11号と同じく、子ども・子育て支援法の一部改正により生じた、当該箇所を引用している本条例中の条ずれの修正と、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う懲戒権に関する規定を見直したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号「山形村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、安全計画や感染症蔓延や非常災害の発生時の対応を含めた業務継続計画の策定や、子どもが巻き込まれる事故防止の対応に関し、厚生労働省

令が改正されたことに伴う、所要の改正を行うものでございます。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○子育て支援課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明はないようですので、議案第11号から議案第14号までについて、一括して質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第15号

○議長（百瀬 章君） 日程第23、議案第15号「山形村差別をなくし人権を擁護する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第15号「山形村差別をなくし人権を擁護する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

本条例で村長の諮問機関として設置することとされております人権擁護審議会につきまして、過去において審議会の開催に至る案件の発生状況や、行政に関わる各種委員会組織の在り方、また今後人権問題に関する重要課題が生じた場合への対応の両側面を勘案し、当該審議会を常設の組織から必要に応じて設置する組織に変更する内容であります。併せて、委員の任期、委嘱等の内容について所要の改正を行うものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明はないようですので、議案第15号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第16号

○議長（百瀬 章君） 日程第24、議案第16号「山形村農村情報センターの設置及び管理に関する条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第16号「山形村農村情報センターの設置及び管理に関する条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

平成元年開局の有線テレビの開局に併せ設置された農村情報センターについて、年数の経過とともにセンターの利用方法にも変化が生じております。条例に定められた運営委員会の任務の必要性がなくなったと判断し運営委員会を廃止するものであります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○企画振興課長（藤沢洋史君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明はないようですので、議案第16号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第17号

○議長（百瀬 章君） 日程第25、議案第17号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第17号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

令和5年4月から山形村農業者トレーニングセンター内の一部を利用し、子どもたちの居場所支援事業を行うこととしております。そこで、農業者トレーニング施設条例中に子どもたちの居場所支援事業に使用できる旨の規定をするため、農業者トレーニング施設条例の一部を改正するものでございます。

ご審議をお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明はないようですので、議案第17号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第18号

○議長（百瀬 章君） 日程第26、議案第18号「山形村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第18号「山形村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道事業につきましては、令和5年4月から地方公営企業法の一部を適用し、現在の特別会計から企業会計に移行するための条例を整備するものであります。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 議案の条文のところで一部修正がありましたので、差し替えさせていただきました。申し訳ありませんでした。

議案第18号ですけれども、村長の説明がありましたとおり、清水高原簡易水道事業につきまして、令和5年4月から経営の健全性や透明性を図るため、地方公営企業法の財務規定のみの一部適用での企業会計方式による経理を行うため、必要な事項について条例で定めるものであります。

条例で定めるにあたりまして、既に同じく法の一部適用をしている下水道事業の設置条例「山形村下水道事業の設置等に関する条例」の一部を改正し、清水高原簡易水道事業の設置に必要な内容を盛り込む形となっております。

また附則の1において施行期日を令和5年4月1日と定め、附則の2では公営企業会計以降に伴う現行の特別会計設置条例の廃止、附則の3では「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例」の一部を改正し、会計予算の名称を「特別会計歳入歳出予算」から「事業会計予算」に改正するものであります。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明が終わりました。

それでは、議案第18号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第19号～議案第24号

○議長（百瀬 章君） 日程第27、議案第19号から日程第32、議案第24号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第19号から議案第24号までの令和4年度の補正予算6件について提案説明を申し上げます。

まず、議案第19号「令和4年度山形村一般会計補正予算(第9号)」についてであります。一般会計補正予算第9号の「歳入歳出予算の補正」は、歳入、歳出に877万4,000円を追加し、補正後の予算規模を42億4,799万3,000円とするものであります。

主な歳入予算では、村税に1,930万円、地方消費税交付金に2,354万7,000円、地方交付税に8,717万円、村債に1,510万円を追加する一方、国庫補助金で2,462万円、県支出金で1,568万8,000円、繰入金で1億1,271万9,000円を減額するなど所要額を計上いたしました。

歳出予算では、事務事業の確定等に伴い各款で減額しているところですが、農林水産業費で2,436万9,000円、諸支出金で1億3,339万4,000円を追加計上した一方、総務費で4,534万1,000円、民生費で4,639万2,000円を減額いたしました。

地方債の補正では、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債で対象事業費の確定に伴い限度額を変更しております。

次に議案第20号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出からそれぞれ2,712万3,000円を減額し、総額を10億2,578万9,000円とするものです。

歳入では、引き続き、新型コロナウイルスの影響が残る中、税収の減少を全体でおよそ1,600万円見込みました。また、保険給付費の支出実績に合わせこれに充てるため、県からの普通交付金を2,300万円減額し、一方で繰入金として基盤安定の金額確定により340万円、税減収より見通しが不明な部分に備え、支払準備基金から800万円の追加計上を行いました。

歳出では、保険給付費でおよそ2,300万円、各種保健事業の完了により事業費を176万円、前年度の普通交付金等の精算で確定した償還金50万円、それぞれ減額しております。

次に、議案第21号「令和4年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の提案説明を申し上げます。

歳入から申し上げます。保険料は普通徴収、特別徴収合わせて412万円を追加しました。また、昨年4月から5月に収入となった前年度保険料などを繰越金として27万

4,000円計上しております。一般会計繰入金は、基盤安定負担金の確定により12万7,000円を増額しました。

歳出は、保険料の増加に伴う県広域連合納付金453万9,000円の追加が主な内訳となっております。

歳入歳出それぞれ443万3,000円を計上し、総額を8,821万3,000円とするものであります。

次に議案第22号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第5号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第5号は、歳入歳出を6,477万円減額し、総額を6億9,977万6,000円とするものであります。

歳入では、保険料を1,149万3,000円増額し、国庫支出金を2,373万1,000円、支払基金交付金を2,590万3,000円、県支出金を1,020万9,000円、一般会計繰入金を1,693万3,000円減額しております。

歳出では、総務費を171万4,000円、保険給付費を6,274万2,000円、地域支援事業費を31万4,000円減額するものであります。

次に、議案第23号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算をそれぞれ69万5,000円減額し、総額を2,846万8,000円とするものです。

歳入予算では、一般会計繰入金を59万5,000円、簡易水道事業債を10万円減額し、歳出予算では、一般管理費を5,000円増額、浄水及び給水施設管理費で70万円減額するものであります。

次に、議案第24号「令和4年度山形村水道事業会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算第3号は、収益的収入において、長期前受金戻入等で47万5,000円を増額。

収益的支出では、営業費用の修繕費の不用額等で383万9,000円を減額する一方、電気代の不足額等で93万7,000円を増額するものであります。

資本的収入では、他会計負担金の消火栓取付収入30万4,000円の増額。

資本的支出では、配水設備費の工事請負費等で2,621万円を減額するものであります。

以上、議案第19号から議案第24号までの令和4年度の補正予算6件について提案説明を申し上げました。詳細につきましては補正予算及び補正予算の説明書のとおりであります。

ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第19号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） それではお願いします。議案第19号「山形村一般会計補正予算（第9号）」であります。

こちらの予算につきましては、歳入歳出予算そして地方債の補正ということで行うものでございます。

まず、歳入歳出予算についてであります。

歳入については、補正予算書の2ページから4ページを御覧いただきたいと思えます。主なものということで、先ほどと重なってしまうのですけれども申し上げたいと思えます。

まず1款の村税に1,930万円、7款、地方消費税交付金に2,354万7,000円、10款、地方交付税に8,717万円、そして21款、村債に1,510万円を追加する一方、14款、国庫支出金で2,462万円、15款の県支出金で1,568万8,000円、18款の繰入金で1億1,271万9,000円を減額するなど、所要額を計上いたしました。

歳出につきましては、5ページ、6ページを御覧いただきたいと思えます。

歳出予算では事業の確定等に伴い各款で減額をしているところであります。

その一方、6款の農林水産業費で2,436万9,000円、13款、諸支出金で、公共施設整備基金への追加などで、1億3,339万4,000円を追加計上いたしました。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思えます。地方債の関係であります。今回、2件の起債について限度額の変更を行うものでございます。

公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債は対象事業費の確定に伴い限度額の変更というところで、公共事業等債につきましては2,090万円の増額、緊急自然災害防止対策事業債については580万円の減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第20号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第21号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第22号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第23号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第24号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） それでは、議案第19号から議案第24号までについて、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 1点だけ教えていただきたいのですけれども、相対的に今回、職員の研修費関係の減額が目についております。

昨年の当初予算で、村長の目玉という言い方はおかしいのですけれども、つけた予算なのですけれども、実際にわずかでも使っているか、あるいはほとんど使えなかった。これを見ても、確かに何回も保育園だとかそういうところはできないのではないかという気もいたしているのですけれども、村長としてこの結果を見て、1年間通して最終的な補正ですので、この結果を見て成果と今後の課題についてちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 福澤議員の今の質問にございました、今年度当初、職員の研修、しかも職員の自主的な研修というところに、目玉というのですかね、そういったことに着目した研修の予算を組んだわけですけれども、1つには、これもすべて言い訳になるというのですか、コロナというものがあ程度影響したということ。一部には工夫していただいて、予算を執行して、予算執行というとおかしいのですけれども、有効に使っていただいたというところもあるのですけれども、なかなか思うようにいかなかったというのが現状であります。

新年度についてはそんなこともありますので、自主的にというところがポイントだ

と思っておりますので、研修にも、先ほども申し上げましたけれども、企画の段階から、こんな研修を自分たちが企画するみたいな、そういったことができればと思って新年度はそんなことも考えております。

今年度の反省事項も十分検証しまして、新年度はより使いやすい、有効性のある研修事業をしたいと考えております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

ここで休憩します。議場の時計で10時35分まで休憩。

（午前10時24分）

○議長（百瀬 章君） 時間前ではありますが、全員出席しておりますので、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時34分）

○議長（百瀬 章君） 先ほどの補正予算の関係、まだ質疑がある議員がいましたら、発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第25号～議案31号

○議長（百瀬 章君） 日程第33、議案第25号から日程第39、議案第31号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第25号から議案第31号までの令和5年度山形村の一般会計1会計、特別会計3会計及び公営企業会計3会計の合計7会計に係る当初予算に

ついて、説明を申し上げます。

まず、「令和5年度山形村一般会計予算」であります。令和5年度一般会計当初予算は、前年度比3.0%増の37億6,000万円であります。

令和5年度は第6次山形村総合計画のスタートの年であります。令和5年度の当初予算は、従来の予算編成の仕組みを変更し、第6次総合計画の施策目標をより予算に反映し、実効性が高まるよう、全課を挙げて取り組んでまいりました。

歳入の主なものとしましては、村税で10億3,851万3,000円、地方交付税で14億150万円、国庫支出金で2億9,895万円、県支出金で2億3,707万4,000円、諸収入で1億6,178万7,000円、村債で1億2,430万円となっております。

歳出の主なものとしましては、総務費で6億4,566万3,000円、民生費で11億5,463万円、衛生費で4億1,307万6,000円、土木費で3億8,225万1,000円、教育費で4億1,505万円となっております。

第2条の「債務負担行為」については、自動体外式除細動器借上料及び照明機器借上料について、期間及び限度額を定めるものであり、第3条の「地方債」は、緊急防災・減災事業債、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債、臨時財政対策債について限度額等を定めるものであります。

第4条から第5条まで「一時借入金」及び「歳出予算の流用」の事項に関しては、地方自治法のそれぞれの規定により、予算で定めるものであります。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第26号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

新年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較して3.1%、およそ3,200万円増の10億7,581万4,000円としております。

歳入の主なところでは、新型コロナウイルスの感染も勘案し、国民健康保険税の収入を前年より550万円減額して計上いたしました。また、保険給付費の動向が読みにくい中で、年度途中で財源不足を起こさないよう、支払準備基金からの繰入金を本年度と同額の3,500万円計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費を全体で4.4%、およそ3,200万円増額しております。県に納付する事業費納付金は、12月時点での推計値を参考に前年比600万円減の2億9,800万円と見込みました。また、新型コロナウイルスの影響で受診者が減少する集団健診ですが、新年度も通常どおり行う予定であります。

次に、議案第27号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出で前年度比150万円増の8,528万円となっております。保険料収入と基盤安定負担金から構成される予算であります。高齢化社会で被保険者が増加しており、今後も数年はこの状況が続いていくものと思われま

次に、議案第28号「令和5年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の当初予算は、前年度当初と比較して0.2%増の総額6億8,965万1,000円であります。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目で最終年度にあたります。

主な収入では、介護保険料1億5,585万6,000円、国庫支出金1億3,867万1,000円、支払基金交付金1億7,611万円、県支出金1億45万7,000円、繰入金1億1,410万2,000円。

歳出では、総務費1,252万8,000円、保険給付費6億3,769万2,000円、地域支援事業費3,527万7,000円、介護サービス事業費409万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第29号「令和5年度山形村水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の水道事業収益に2億2,399万4,000円を見込み、支出では、水道事業費用に1億9,653万4,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に45万8,000円を見込み、支出では資本的支出に1億294万5,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億248万7,000円につきましては、消費税収支調整額と過年度及び当年度分損益勘定留保資金、過年度未処分利益剰余金処分で補てんしようとするものであります。

次に、議案第30号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

令和5年度から地方公営企業法を適用した企業会計方式の予算であります。予算書は前年度予定額数値がゼロ円となっております。

収益的収支予算では、収入の水道事業収益に2,065万4,000円を見込み、支出では水道事業費用に1,391万9,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に571万2,000円を見込み、支出では資本的支出に1,244万7,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額673万5,000円につきましては、消費税収支調整額と当年度分損益勘定留保資金、当年度未処分利益剰余金処分額及び引継金で補てんしようとするものであります。

次に、議案第31号「令和5年度山形村下水道事業会計予算」の提案説明を申し上げます。

収益的収支予算では、収入の下水道事業収益に3億9,611万7,000円を見込み、支出では、下水道事業費用に3億5,723万8,000円を計上しました。

資本的収支予算では、収入の資本的収入に3億2,320万3,000円を見込み、支出では資本的支出に4億7,280万4,000円を計上しました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,960万1,000円につきましては、消費税収支調整額と、当年度損益勘定留保資金及び過年度未処分利益剰余金処分額で補てんするものであります。

以上、よろしく審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第25号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） よろしくお願ひいたします。令和5年度山形村一般会計予算の補足説明を申し上げます。

先ほど村長からの説明もございましたとおり、前年度の当初予算と比べまして、3%の増、総額で37億6,000万円という予算規模ということになります。

まず歳入歳出予算の関係でいきますけれども、予算書の2ページから4ページになります。こちらのほうが歳入になります。

歳入予算の中で大きな割合を占めるのは10款の地方交付税であります。14億150万円ということで、歳入全体の37.3%を占めております。前年度当初予算と比べて0.9%の増ということになっております。

次に大きな割合を占めるのが、1款の村税であります。全体の27.6%、前年度当初と比べまして0.8%増の10億3,851万3,000円であります。

そのほか、2款の地方譲与税が前年度比500万円増の4,500万円、7款の地方消費税

交付金は前年度より900万円多い1億9,500万円。

14款の国庫支出金、そして15款の県支出金を合わせますと5億3,602万4,000円ということで、歳入全体の14.3%という状況になっております。

歳出予算につきましては、5ページから7ページを御覧いただきたいと思います。

前年度当初予算と比較しまして、増減の大きなものを申し上げます。

2款、総務費であります。前年度比8.2%減の6億4,566万3,000円、3款、民生費が4.9%増の11億5,463万円、6款、農林水産業費が7.9%増の1億7,487万1,000円、9款、消防費が10.7%増の1億6,809万9,000円、12款、公債費であります。10.2%減の2億7,400万4,000円という状況になっております。

続いて8ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為のページになります。

こちらにつきましては、今年度、AEDの借上げと照明機器の借上げということで、こちらのほうで限度額を設定してございます。

最後に9ページになります地方債の関係であります。

こちらについては、緊急防災・減災事業債、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債、臨時財政対策債の限度額をそれぞれ定めるということでございます。

詳細につきましては、明日の全員協議会で各課から説明があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第26号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第27号についての詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） それでは、若干補足をさせていただきますが、後期高齢者医療特別会計につきまして、予算書の172、173ページを御覧いただきたいと思ひます。歳入歳出それぞれの事項別明細書になっております。

後期高齢者医療の制度は、県の広域連合が運営をしております。村の特別会計は主に保険料の徴収という部分を担っております。

歳入はその保険料と基盤安定の繰入金。そして歳出は保険料を県に支払うための納付金が主体となっております。

今、この後期高齢については、ちょうど団塊の世代の皆さんが75歳になるという、そういう到達する時期を迎えております。令和5年度が人口動態の人数的にはピーク

になるということで、そうはいつでもその後も2年から3年くらいは一度に大勢の方が後期高齢者になるという、そんな見通しが立っております。

以上であります。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第28号についての詳細説明はありますか。

古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） それでは令和5年度山形村介護保険特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

歳入歳出ともに、前年の当初予算に比べまして、168万5,000円増、若干の増になりますが、6億8,965万1,000円を計上いたしております。

予算書の184ページ、こちらは歳入になります。

1款の保険料ですが、287万7,000円増の1億5,585万6,000円を計上しております。

そのほかの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金につきましては、それぞれの基準となる補助率等に基づき積算をした金額を計上しております。

それから185ページの歳出になりますが、2款の保険給付費につきましては、433万2,000円減の6億3,769万2,000円を計上しております。

それから5款の地域支援事業費につきましては、314万1,000円増の3,527万7,000円の計上。

それから第7款の介護サービス事業費につきましては、131万4,000円増の409万2,000円の計上ということになっております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第29号についての詳細説明はありますか。

宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） それでは、予算書の221ページを御覧いただきたいと思っております。

第2条ですけれども、業務の予定量であります、給水戸数を3,282戸、年間総給水量を95万2,700m³と見込みました。

第3条の収益的収支でございますが、収入は前年度比で314万5,000円の減となっております。主な収入として、水道使用料2億641万8,000円を見込んでおります。

支出は前年度比1,443万1,000円の増になります。主な支出ですが、唐沢浄水場のろ過池1池のろ材入れ替え工事に2,350万円を計上しております。

それから、222ページの第4条、資本的収支でございますけれども、収入では消火栓工事に一般会計負担金として45万8,000円を見込んでおります。

支出は前年度比1,856万4,000円の減となっておりますが、建設改良費において昨年度に比べまして、耐震化のための本管布設替え工事の事業量を抑えていることが主な要因であります。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第30号についての詳細説明はありますか。

宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） それでは予算書の243ページを御覧いただきたいと思っております。

令和5年度から地方公営企業法の適用となりまして、経理方式が企業会計となっております。

第2条の業務の予定量であります。給水戸数を104戸、年間総給水量を1万7,450㎥と見込みました。

第3条の収益的収支でございますが、収入で総額2,065万4,000円を計上しました。主な収入として、水道の使用料594万1,000円、一般会計補助金で1,059万1,000円を見込んでおります。

支出では総額1,391万9,000円を計上しました。主な支出ですが、動力費の電気料で160万円、減価償却費で700万円を計上しております。

続いて244ページの第4条ですけれども、収入では一般会計補助金として571万2,000円を見込んでおります。

支出では総額1,244万7,000円を計上しました。主な支出ですが、工事請負費の低区配水池の流量計設置工事100万円。企業債の元金償還金で1,142万5,000円を計上しております。

また下段の第6条、他会計からの補助金では、一般会計から補助を受ける金額を1,630万3,000円としております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第31号についての詳細説明はありますか。

宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） それでは、予算書の255ページを御覧いただきたいと思っております。

第2条、業務の予定量であります、水洗化人口は8,454人、年間総処理水量を80万6,668m³と見込みました。

第3条の収益的収支でございますが、収入は、前年度比で1,374万6,000円の減となっておりますが、減額の主な要因は一般会計補助金の減額によるものです。

下水道使用料は1億7,231万6,000円を見込んでおります。

支出は前年度比で742万9,000円の増で、主な要因は処理場費の電気料金と修繕費の増によるものです。

続いて256ページ、第4条資本的収支の関係でございますけれども、収入は前年度比で1億1,905万1,000円の増となっております。

また支出も1億2,012万5,000円の増であります。

この収入支出の増は、建設改良費の工事による増と、それに伴う国庫補助金、企業債借入金によるものであります。

この建設改良工事の内容ですけれども、下水道処理場の曝気装置更新工事と2系OD槽の耐震化工事を予定しております。

また第6条では建設改良工事に伴う企業債の借入限度額を8,780万円としております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） もう1点補足をさせていただきます。本日こちらの令和4年度当初予算書の合計欄の誤りについてというペーパーをお配りしております。こちらについて若干説明をさせていただきたいと思っております。

予算書上に本年度の金額、前年度の金額と出ているのですが、先日の議運では5年度の予算書の前年度の部分はちょっと誤りがあるみたいないい方をしてしまったのですが、5年度の当初予算書については数字の誤りは特にないということで、お願いしたいと思っております。

内容について、昨年4年度の当初予算書と今年度の、5年度の当初予算書を比べると差異があるというところで、一般管理費についてであります。

真ん中から下段のほうに向かって書いてあるのですが、印刷業社にデータを渡した後に防犯対策費、消防施設費で若干数字が動いた関係で金額が変わっていったというところだったので、それぞれのページについてはしっかり差替えを行ったところだったので、上のほうに書いてありますように、一般管理費

の合計のページについては差替えをしなかったということがあります。

裏面のこちらについても総務管理費のトータルが出ているページがあるのですけれども、こちらについても差替えを失念してしまったということで、4年度と5年度の予算書を比べると差異があるというお話しであります。

5年度の当初予算書については数字の変更、特に誤り等はございませんので、再度ですけれども説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（百瀬 章君） ほかに詳細説明が漏れた箇所はありますか。

それでは、議案第25号から議案第31号までについて、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 1点教えていただきたいと思えます。議案第26号、国民健康保険の149ページですけれども、一時借入金の額が3,000万円というけれども、課長、3,000万円で果たしていいのですか。毎年3,000万円でやっているのですけれども、その辺のところを教えてくださいませんか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 原則的には特会の中で借り入れなくいきたいというのがありますので、どうしても必要になった場合にはこの額でということになりますが、今のところ支払準備基金のほうも額は大分少なくなっはきておりますけれども、この中でやりくりをするというつもりでおります。

ここへ来て、今後も、この前も申し上げたとおり税率の改正ですとか、そういったもので全体の底上げをしていかなければいけないという時期にも来ておりますので、その時点でまたこの辺についてもトータルで検討してまいりたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） どの会計もそうなのですけれども、一時借入金というのは必ず持っている、水道なんかは持っていないのですけれども、持っている会計があるのですけれども、利息を若干見ながら。この全体を見ていくとどういう利息の計算をしているのか分からないような大きな数字も出ております。今回個々の関係については5万円ですか、一時借入金の利息を見てありますけれども。

というのは、全体の特別会計というのは年度で1つの会計で会計の原則の中でやっ

ていかなければいけないから、国民健康保険の中で足りなくなったら一時借入を起こして、それを穴埋めして、やっていかなければいけないというのが原則だと思います。

というのは、3,000万円です。足りるかというのは実績でいうけれども、国保会計というのは常に赤字になるような、最終年度の最後ではいいのですけれども、途中で結構赤字になる部分があるではないかと。

というのは、会計の原則として、特別会計は特別会計の会計をしていかなければいけないということなので、その辺また検討していただいて、来年度に反映をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（百瀬 章君） ほかにありますでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託について

○議長（百瀬 章君） 日程第40「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第2号から議案第31号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議は、これにて閉議し散会といたします。

（午前11時 5分）
